

業務改善助成金での生産性向上要件をクリアする方法と無限（？）ループについて

練馬支部

小野田 耕一郎

- 1 案件の概要**
- 2 労働局より指摘を受けた点**
- 3 対策・対応**
- 4 結果・まとめ**
- 5 無限（？）ループについて**

1 案件の概要

2 労働局より指摘を受けた点

3 対策・対応

4 結果・まとめ

5 無限（？）ループについて

申請事業者・申請内容について

法人種別：一般社団法人（沖縄県）

業種：放課後児童サービス

売上：22百万円（経常利益▲1百万円）

従業員数：5名（ほか役員2名）

申請内容：業務改善助成金90円コース

**⇒2名の従業員の時給を100円アップさせ、
240万円の助成金を申請（設備投資300万円）**

業務改善助成金について

申請期限1/31、事業完了期限2/28に延長されています



申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、
(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

業務改善助成金について②

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

- 1 案件の概要
- 2 労働局より指摘を受けた点**
- 3 対策・対応
- 4 結果・まとめ
- 5 無限（？）ループについて

申請した経費（税抜）

項目	規格・寸法	金額(単位：円)	目的
照明器具	12畳用	63,020	・ 照明環境の大幅改善と照明にかかる電気代が従来と比べ約60%削減できる。
	8畳用(2)	61,640	
	6畳用(2)	57,040	
	施工費	30,000	
フローリング	既存分解体	175,000	・ 施設の安全度向上及び職員の歩くときに気を使うストレスの軽減が期待できる。
	下地根太・大引き新設	180,000	
	新設フローリング	1,176,000	
	ドア解体・撤去	30,000	
家具	昇降式デスク	26,398	・ 職員の事務を行うときの就業環境の改善に加え、収納棚によるスペース確保により受入児童数2名の増員が可能となる。
	オフィスチェアー	71,296	
	上記組立費	15,000	
	収納棚(2)	560,000	
	上記棚運搬費	20,000	
クロス貼替	既設クロス剥がし	41,300	・ 児童の安全性が高まることによる職員の負担の軽減、環境美化による職員のモチベーションアップが期待できる。
	新設クロス貼り	268,450	
付帯工事	現場管理費・産廃処理費・諸経費	300,000	
	調整値引	-75,144	
合計		3,000,000	

労働局から減額回答あり

項目	規格・寸法	金額(単位：円)	結果
照明器具	12畳用	63,020	0
	8畳用(2)	61,640	0
	6畳用(2)	57,040	0
	施工費	30,000	0
フローリング	既存分解体	175,000	0
	下地根太・大引き新設	180,000	0
	新設フローリング	1,176,000	0
	ドア解体・撤去	30,000	0
家具	昇降式デスク	26,398	0
	オフィスチェアー	71,296	0
	上記組立費	15,000	0
	収納棚(2)	560,000	560,000
	上記棚運搬費	20,000	20,000
クロス貼替	既設クロス剥がし	41,300	0
	新設クロス貼り	268,450	0
付帯工事	現場管理費・産廃処理費・諸経費	300,000	300,000
	調整値引	-75,144	-75,144
合計		3,000,000	804,856



労働局からの減額の理由

①LED照明の導入

- └経費削減を目的とした経費の場合は対象から除外されます。
- └職場環境の改善経費の場合は対象から除外されます。

交付要領p39

(注7) その他、上記助成対象経費のうち、以下については対象経費から除くものとする。

- ① 単なる経費削減を目的とした経費 ((例) L E D電球への交換等)
- ② 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費 ((例) エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001184372.pdf>

労働局からの減額の理由②

②フローリングの新設及びクロス張替え

└職場環境の改善経費(環境美化) の場合は対象から除外されます。

交付要領p39

(注7) その他、上記助成対象経費のうち、以下については対象経費から除くものとする。

- ② 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費
(例) エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001184372.pdf>

労働局からの減額の理由③

③家具の導入

└机・椅子は、備品等購入費に該当します。特例事業者（生産量要件、物価高騰要件）に該当する場合のみ、設備導入に関連する経費として対象経費となります。

交付要領p39

（注7）その他、上記助成対象経費のうち、以下については対象経費から除くものとする。

- ② 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費
（（例）エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001184372.pdf>

- 1 案件の概要
- 2 労働局より指摘を受けた点
- 3 対策・対応**
- 4 結果・まとめ
- 5 無限（？）ループについて

方針

- ・ 助成金の本来の趣旨である生産性向上、労働能率の増進に資する設備であることを説明する（且つ除外要件に該当しない）。
- ・ 説明は説得力のある事例を示して行う。

業務改善助成金Q&A12p

V-i 助成対象となる経費

問25 どのような設備投資が助成の対象となるのですか。

答 助成対象となるのは「生産性の向上、労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等です（要綱第3条）。生産性向上には、例えば事業場の売り上げの増や収益改善も含まれます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001362664.pdf>

説明

①LED照明の導入

└現状、比較的高齢の社員が多いこともあり、書類作成業務中、作業場所において十分な明るさが確保できていないこと、照度の調整ができていないことから職員の負担が大きくなっています。本件の導入により、書類作成業務にかかっていた1日あたり60分程度の業務時間が10分程度削減されと考えています。

└また、本件導入により、タイマー自動消灯が可能となることから、退所時の見回り業務負担が減少します。1日あたり職員が見回りにかかっていた30分程度の時間が10分ほど削減できると考えています。

LED照明とタイマー消灯導入によるメリット

LED自動消灯によるメリットは、次のようにまとめられます。

短期的メリット	LED照明への交換による、照明に関する電気代のダウン
中期的メリット	照明スケジュール制御による、残業代削減と離職率低下
長期的メリット	優秀な社員の定着による、労働生産性の向上

説明②

②フローリングの新設及びクロス張替え

└フローリングの亀裂、クロスの劣化により、職員の清掃業務に時間を多く要しています。1日あたり30分程度かかっている清掃業務時間を10分程度短縮可能と考えています。

└また、劣化部分が児童用のスペースとして使用できていないことから、フローリングの新設に伴うレイアウト変更により2名の増加受け入れが可能となります。

”

人は同じ場所で同じ作業をしていると、疲れてきて、仕事の効率が悪くなりますが、そんな時は場所を変えるだけで脳が活性化します。

作業する場所を変えることで、マンネリ化した環境が変わるため仕事効率がアップします。

オフィスの場合は、壁紙にインパクトをつけて、いつもと違う空間を作ることでコスパのいいオフィスの生産性を上げるための投資が可能です。

”

<https://クロス張り替え.com/3031>←

LIGHTSPACE HPより

説明③

②家具の導入

⇒机・椅子に関しては、設備対象から除外で検討します。



Give Up !

- 1 案件の概要
- 2 労働局より指摘を受けた点
- 3 対策・対応
- 4 結果・まとめ**
- 5 無限（？）ループについて

説明・交渉後の労働局からの回答

項目	規格・寸法	金額(単位：円)	結果
照明器具	12畳用	63,020	63,020
	8畳用(2)	61,640	61,640
	6畳用(2)	57,040	57,040
	施工費	30,000	30,000
フローリング	既存分解体	175,000	175,000
	下地根太・大引き新設	180,000	180,000
	新設フローリング	1,176,000	1,176,000
	ドア解体・撤去	30,000	30,000
家具	昇降式デスク	26,398	0
	オフィスチェアー	71,296	0
	上記組立費	15,000	0
	収納棚(2)	560,000	560,000
	上記棚運搬費	20,000	20,000
クロス貼替	既設クロス剥がし	41,300	41,300
	新設クロス貼り	268,450	268,450
付帯工事	現場管理費・産廃処理費・諸経費	300,000	300,000
	調整値引	-75,144	-75,144
合計		3,000,000	2,887,306



交付決定金額等詳細

総事業費： 2,887,306円

交付決定額： 2,309,000円（4/5端数調整有）

申請日： 令和6年2月16日

交付決定日： 令和6年6月6日

支給決定日： 令和7年1月23日

設備投資のエビデンス



修繕前

修繕後

本件から導き出されること

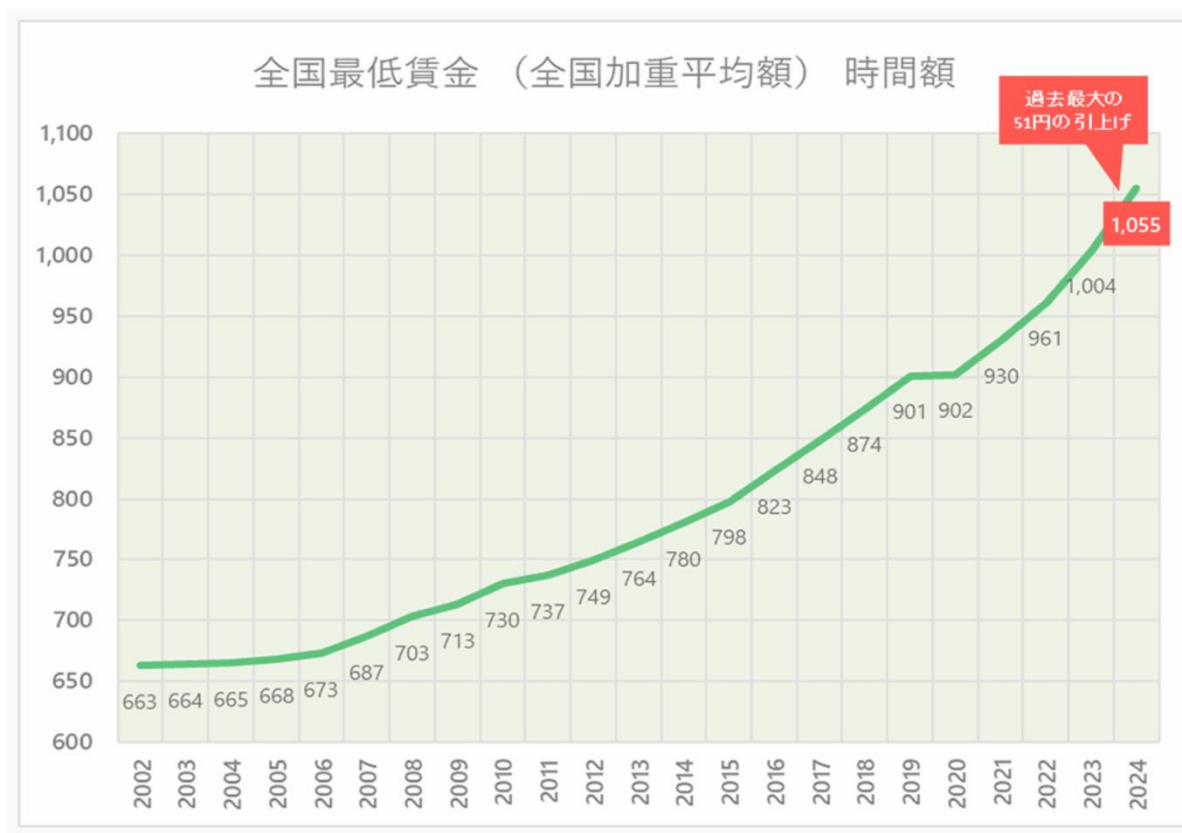
①助成金の本来の趣旨に沿っていることを説明することで、マイナスの回答を覆すことは可能。

②説明にあたっては、具体的な事例や引用を用いて説明することで説得力が増す。

- 1 案件の概要
- 2 労働局より指摘を受けた点
- 3 対策・対応
- 4 結果・まとめ
- 5 無限（？）ループについて

最低賃金の推移

過去の全国加重平均額（2002年～2024年）の推移によると最低賃金額は年々引き上げられ、今回の引上げが過去最大の51円となっている。



2020年代に最低賃金1,500円へ

2029年までに最低賃金を1,500円にするには毎年100円ずつ引き上げていかななくてはならない。

【速報】石破新総理「最低賃金2020年代に1500円引き上げ目指す」岸田内閣の目標を前倒し



TBS TBSテレビ

2024年10月1日(火) 21:17

国内

石破新総理は総理官邸で就任会見を開き、「最低賃金を2020年代に全国平均1500円への引き上げを目指す」と明言しました。岸田内閣では2030年代半ばまでに実現するとしていたため、目標をさらに前倒しした形です。

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1462668>

新政府の方針から導き出される結論

業務改善助成金最大の上げ幅のコースの90円を毎年引き上げても、平均最低賃金の上昇に追いつかない

助成上限額・助成率				
助成上限額			助成率	
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	280万円	280万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

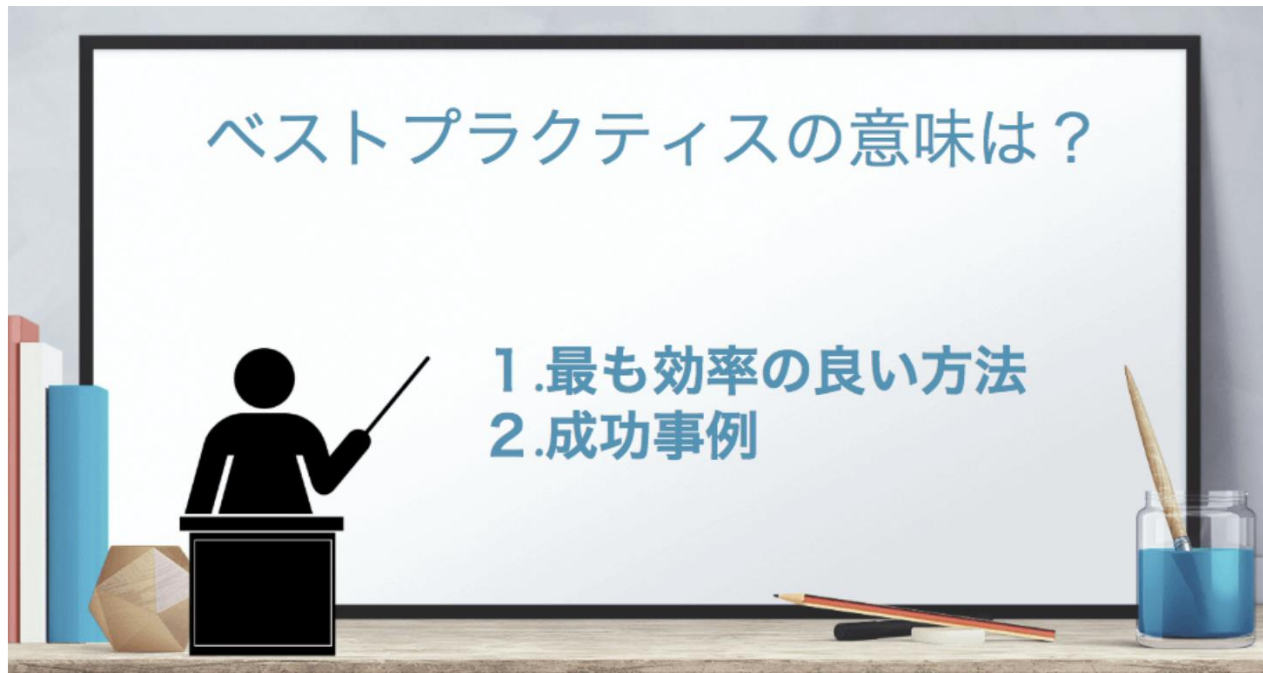
① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

新政府の方針から導き出される結論②

毎年10月の最低賃金引上時期よりも前に最低賃金を引上し、業務改善助成金の90円コースを使うのが良い。



なので、今年度も申請しました

法人種別：一般社団法人（沖縄県）

申請日R7.1.24（R6年度の申請）

⇒本件と同一の業者です

申請内容：業務改善助成金90円コース（物価高騰要件）

⇒2名の従業員の時給を100円（最低の人が1,000円⇒1,100円）アップさせ、234万円の助成金を申請（設備投資312万円）

今回申請した経費（税抜）

項目	規格・寸法	金額(単位：円)	目的
業務用車両	トヨタ ヴォクシー	2,000,000	・悪天候時の児童送迎、庶務的業務での外出・移動に使用→事業全体で1ヶ月あたり延べ労働時間20時間の削減を見込む。
ノートPC	Hp Probook 2台	500,000	・旧式のPCを利用していることによる、事務系作業を中心とする業務効率の改善→職員の事務作業効率を10%程度改善可能。
タブレット端末	13インチ iPad Pro 2台	452,000	・出先でのやり取り、マニュアル・手順書確認が手軽にできることにより、伝達手段や調べる時間を削減→業務生産性が10%程度改善すると見込む。
コピー機	キャノン インクジェット複合機	90,000	・旧式のコピー機使用による、印刷速度の遅さを解消→1週間で1時間程度の業務時間の短縮、インク使用量の削減が可能に。。
スキャナー	GMW694 Scan Snap	80,000	・契約書の紙ベースを電子化へ移行→契約書関連の管理業務が50%削減すると見込む。
合計		3,120,000	

つきましては

ヘナチョコ社労士と沖縄労働局の戦いは第2ラウンドへと突入しました！！

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLpvOEs9bOXkJIRbMFXkTsC7iCJ7F2z60F>



To Be Continued

質疑・応答
